

平成23年度 地方審判員講習会 (2011.5)

1. 「国際柔道連盟試合審判規定」の解説……………P. 2
2. 特殊な勝敗における、その後の試合への出場について……………P. 7
3. 平成23年全日本柔道選手権大会審判会議資料……………P. 8
4. 脚取りの反則について（図解説明）……………P. 11
5. 医療処置の注意点について……………P. 15
6. 国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」……………P. 16
7. 国際柔道連盟試合審判規定の解釈について……………P. 18

1. 技の評価

投技

- 1) 立ち姿勢は片膝が畳から離れていること。両膝が着いたら寝姿勢。但し、立ち勝負からの流れの中で瞬間的に両膝が畳に着く程度は立ち姿勢とみなす。流れを理解すること。
- 2) 捨身技で自ら倒れたときや返し技で同体のように倒れたときは最終的にどちらがコントロールしているかを見極めること。スコアを与える場合テープを指差すことが重要。
- 3) プリッジして逃れても、技の評価に相当するスコアを与える。
- 4) 巴投や背負投等において、中断して投げたときはワンランク下のスコアとなる。
- 5) 引込返は投技としてスコアとなる。
- 6) 関節技を施しながらの投技（腕返等）はスコアとならないが、絞技を施しての技はスコアとなる。
- 7) 試合終了の合図と同時に施された技はスコアとなる。微妙な場合は時計係への確認と合議が必要。
- 8) 背負投や釣込腰で反対側に投げたときは相手を制しているかどうかを見極めること。
- 9) 1回目の「指導」は得点とはせず、2回目の「指導」で相手に「有効」相当の得点を与えられる。但し、1回目の「指導」においても発声し、掲示板には「指導マーク」を表示する。

(解説)

「有効」と「効果」を一本化するのではなく、「有効」の判断基準は現行どおりで、「効果」に相当する評価は認めない。

固技

- 1) 主審は、施された技が次の基準に相当するときは、「抑え込み」と宣告する。
 - a) 抑えられた試合者が、相手によって制せられており、畳に背、両肩又は片方の肩がついていること。
 - b) 横側、頭上、身体の上から制していること。
 - c) 抑えている試合者は、相手の脚で自分の脚又は身体を制せられていないこと。
 - d) 少なくとも試合者の一方の身体の一部が、試合場内に触れていること。
 - e) 抑え込んでいる試合者は、その身体が「袈裟」又は「四方」の体勢、すなわち「袈裟固」あるいは「上四方固」のような形にならなければならない。
- 2) 抑え込みは「袈裟」または「四方」の体勢が条件であり、相手に覆い被さっていること。
- 3) 三角罫からの「抑え込み」は尻が畳に着地していないこと、上体の大部分を覆っていること。
- 4) 抑え込まれている選手に、上側からでもしっかり確実に脚を挟まれた場合は「解けた」となるが、すぐ外れる程度では「解けた」とはならない。※上側からは簡単に脚は挟めない。

2. 反則の適用

- 1) 罰則を与えるタイミングを考えること。見極めが大切であり、ただ単に機械的に与えるのではなく、技を掛けるタイミングを狙っている場合は攻防を継続させ様子を見る。
- 2) 次の禁止事項を犯した場合は、より厳格に対処する。
 - ①腰を曲げ、頭を下げた低い姿勢を取り続けること
 - ②偽装的な攻撃をすること（掛け逃げ）
 - ③組み手を嫌うこと（早めに双方に「指導」を与える）。また、自分の襟を押さえたり、ただ相手の後襟を上から押さえ続けて相手に組ませないようにすること。
- 3) 組み方

- ①立ち姿勢において、攻撃しないで「標準的組み方」でない場合、5秒で「指導」。
- ②「標準的組み方」以外を繰り返し行った場合、適用する時間を最初は5秒、次に3秒、その次は即というように短くしていく。
- ③自分の襟などを手で押さえたり、広げたりして相手に握らせない場合、「故意に取り組みせない」として「指導」。
- ④ピストルグリップや袖口に触れて引っ掛ける握り方は即「指導」。
- ⑤首抜きは、抜いたあと攻撃すれば反則とならない。但し、抜いたあと極端な防禦姿勢のときは「指導」。抜いたあと姿勢が良いが攻撃をしないときは2回目で「指導」。
- 4) 1回目の「消極的柔道に対する罰則」はポイントにならないので、早い段階で厳格に与えていく。ただし、安易に双方に与えるのではなく片方に与える見極めが必要となってくる。
- 5) 防禦姿勢の反則は、実際に防禦しているのか、相手の揺さぶり（反則を取ろうとしてブロックした状態）によって攻撃できないでいるのかをよく判断すること。
- 6) 髪の毛のおしは1回だけ許され、2回目は「指導」。但し、相手が服装を直す等時間を要したときに素早く直す場合はカウントされない。
- 7) 頭から畳に突っ込む「反則負け」について釣込腰や肩車のような技で、たとえ綺麗に投げたとしても、また頭が畳に着くか着かないに関わらず、正面から飛び込む方法は「反則負け」。
※直接的「反則負け」のうち、「正面から飛び込む(通称ダイビング)方法」と本年から適用された「帯から下部を直接腕や手で・・・」の「反則負け」のみ、その後の一連の試合（たとえば敗者復活戦）に出場できる。
- 8) 肩車で直接後方に投げることは、膝立ちの姿勢からでも立ち姿勢と同様に「反則負け」。
- 9) 河津掛のように相手の脚に自分の脚を巻きつけて真後ろ、または相手を持ち上げて捻りながら後方に投げることは「反則負け」。但し、大内刈や大外刈のように向かい合って相手の後方に投げる方法は反則とならない。

3. 試合

1) 試合時間

試合時間は、男女ともシニア5分間（延長戦は3分間）、ジュニア4分間（延長戦は2分間）が公式であり延長戦はゴールデンスコア方式で行われる。ただし、国内で行われる各種大会ではあらかじめ大会の要素に沿って試合時間及び延長戦（ゴールデンスコア方式）等について取り決めをすることができる。

- 2) ゴールデンスコア方式とは、延長戦に入ってから片方の試合者に「有効」以上の得点差が出た場合（反則の場合は「指導2」以上）、その時点で勝敗が決する。得点差が無い場合は、本戦と延長戦合計して判定で勝敗を決する。本戦のスコアや罰則は、延長戦にそのまま引き継がれる。

※両者が累積による「反則負け」の場合は、掲示板と時間はリセットされて始まる。

3) 試合の進行

審判員は試合の流れを十分理解し、選手たちによるダイナミック柔道を熟知しておく必要がある。選手の動作を理解していない審判員は、攻撃のチャンスを伺っているときに罰則を与えたり、「待て」を宣告して服装を直させたりして、試合をつまらなくしている。

4) 敗者復活戦

世界選手権大会・オリンピックなどのIJF大会はベスト8に進出した選手のみが対象となる。グランプリ・グランドスラム・マスターズなどの賞金大会では敗者復活戦は行われない。

4. 「待て」「始め」の宣告について

- 1) 「待て」のあと選手が試合開始線に戻らなくても、また主審が試合の開始の位置に戻らなくても

(逆の位置にいても)、選手同士が向かい合った平等な状態であれば「始め」を宣告してもよい。また、柔道衣が少し乱れていても、試合の流れを止めることなく、安易に「待て」をかけるべきでない。

- 2) 主審は危険と思われる状態以外で試合場外に出ようとしている試合者を止めるために「待て」を宣告してはならない。理由のない「待て」は宣告してはならない。
- 3) 主審は絞技、関節技などから逃れた試合者に休息が必要と見られても、また試合者から休息を要求されても「待て」を宣告してはならない。

5. 「寝技」の進展の理解について

主審は、もう少し進展すれば「抑え込み」になるか、「絞技」や「関節技」が決まる可能性がある場合には通常より長く状況を見ることが大切である。「待て」が早すぎる傾向にあるので注意すること。

柔道において、重要な寝技の技術の発展を阻害させる原因になっている。(副審も安易に「待て」を要求してはならない)。

6. 場内・外の判定

- 1) 立ち姿勢において、どちらかの試合者の一部でも場内にある場合は試合を継続するが、双方の試合者の全身が場外に出た場合は「待て」とする。
- 2) 片方の試合者が一方的に後方へさがって場外へ出ていくような場面が続くようであれば後方へさがる方の試合者に場外としての「指導」が与えられる。また、双方が組み合っていない場合に片方が不用意に場外に出た場合も場外として「指導」が与えられる。

(特殊な例)

場内にA、場外にBが立ち姿勢で組み合った状態で静止していたとき、Aが大外刈で攻撃したのでBはさらに後方に下がった場合、Aの軸足が場内に残っている場合(空中にある場合も含む)に限りその投げ技は評価され、Aの軸足が場外に踏み出した瞬間に「待て」となる。

また、同様の攻撃があった場合、Aの軸足が場内に残っている間にBが返し技で瞬時に投げた場合、Aの着地した場所が場内であっても場外であってもその返し技は評価される。その場合、結果的にA・Bとも場外にあることが予想される。

※場内外で投げ技があったときは副審がまず内か外かの動作を示し、主審はそれに従って判断を下すことが原則であり、混乱を少なくする方法である。(主審と副審の意見が違うときは合議が必要。)

- 3) 寝技は、どちらかの選手の体の一部でも場内の畳に触れている限り継続される。
- 4) 場外際で投げたあと寝技に移行する機会が多いので、安易に「待て」をしてはならない。特に、副審は反射的に手を横に振ってしまう傾向があるので注意する。

7. 負傷

- 1) 主審は頭部または背部(脊椎)に大きな衝撃のあった負傷の場合、又は大きな負傷の疑いをもった場合、試合者に対処するために医師を呼ぶことができる。この場合医師はできるだけ短時間に診察を行い、主審に試合者が継続してよいか否かを報告する。もし、継続できないようであれば、医師と合議のうえ「棄権勝ち」を与え終了する。※この場合(重症)は罰則なし。
- 2) 試合者は主審に医師を呼ぶよう要請することができるが、その試合は終了し相手に「棄権勝ち」が与えられるので医師を呼ぶ場合は慎重に。※一般的な負傷・怪我。
- 3) 出血がある場合にはどのような場合にも常に粘着テープ、包帯、鼻用の止血栓などで覆わなければならない。※出血が止まらない場合は、相手に「棄権勝ち」が与えられる。

- 4) 出血を伴う負傷は、同じ箇所に関り2回まで医師による手当を受けることができるが、もし、3回目の出血があった場合、副審と合議のうえ、相手に「棄権勝ち」が与えられる。
- 5) 指や肩の脱臼は、同じ箇所に関り2回まで試合者自身で治すことができるが、3回目は副審と合議のうえ相手に「棄権勝ち」が与えられる。
- 6) 医師を呼んだとき、副審は主審に呼ばれない限り着席のまま状況の目視確認を行う。
- 7) 試合者が打撲等によって軽微な負傷をした場合、3～4秒程度様子を見て試合の続行を促す。

8. ジェスチャー・態度

- 1) 審判員の全ての合図は少なくとも3秒から5秒間維持し、試合者から目を離さず、両副審にわかるように動きながら継続すること。ただし、体を回すとき、両試合者から目を離さないように注意する。また、副審の片方を視野に入れて異見がないか確認する。
- 2) 副審が主審に「待て」や「合議」を要求したい場合は、手を上げたりしないでその場に立ち上がる。もう一方の副審もそれに気づいたら立ち上がる。
- 3) もし、主審が両副審の異なったジェスチャーに気づかなかったときは、主審に近い副審が歩み寄って知らせる。
- 4) 不明瞭と思われる場合は、主審は公式合図の後、技の効果を得た試合者又は罰則を与えられた試合者を示すために、青色又は白色のテープ（開始時の位置）を指差す。※明らかな場合は出す必要はない。
- 5) 主審は、試合者と副審の位置を考慮しつつ、動きを予測して位置を確保する。
- 6) 両試合者に罰則を与える場合は、主審は、該当する動作を行い、試合者を交互に指差し、訂正する合図が必要なときは、取り消しの合図の後、速やかに示す。「待て」の発声は試合者等に聞こえるように、手は時計係へ向け、試合者から目を離さない。
- 7) 「引き分け」は片手を掌を横に向けて頭上高く挙げ、上体の真前に下ろし、一時停止させる。「引き分け」は、団体試合及びリーグ戦において適用される。
- 8) 自然体を保ち、腕だけでジェスチャーを行う。体がアップダウンしないよう注意する。
- 9) 「有効」「技あり」の場合、右手は左肩からスタートさせると大きく見える。
- 10) 苦笑いをしたり、うなずいたり、「しまった!」というような表情はつつしむ。
- 11) 副審は技の評価に対し、主審の合図より早く評価を出してはならない。
- 12) 自信あふれる表情を保ち、副審や周りをキョロキョロ見ないこと。

9. 宣告

- 1) 大きく明瞭に、覇気のある声で。但し、だみ声にならず、怒鳴らないこと。
- 2) 発声と必要なジェスチャーは同時に行う。ジェスチャーが遅れる傾向にあるので注意。
- 3) 「総合勝ち」の処置を的確に行う。
 ※「指導3回」が相手に与えられていて（「技あり」を取ったことになる）、「技あり」を取った場合、主審は「技あり」「それまで」と宣告し試合を終了させ、「総合勝ち」を宣告して勝者を指示する。
 逆に、「技あり」を取っていたところ相手が3回目の「指導」になったときは、「指導」「それまで」と宣告し試合を終了させ、「総合勝ち」を宣告して勝者を指示する。
- 4) 「反則負け」の処置を的確に行う。
 ※直接的「反則負け」の場合は合議が必要。「指導」が重なり4回目のときは、まず合議をしたあと「反則負け」「それまで」と宣告して試合を終了させる。

10. 礼法

- 1) 審判団は決められた礼法を正しく行う。
- 2) 主審と副審は試合者が場内に上がる前に常に所定の位置についていなければならない。
- 3) 試合者は赤畳の入退場のとき行っていた礼は強制しない。試合者自身が自発的に行う。

11. 審判員の習性と反省

- 1) 「積極的戦意の欠如」や「指を握り続ける」反則は無難に双方に与える傾向にあるが片方を選別する技量が必要である。
※機械的に反則を取るのではなく寛容な気持ちも大切である。
- 2) 「積極的戦意の欠如」の反則は規定では約25秒とあるが、そこまで待つ審判員はいない。
※攻撃のチャンスを持っている場合は取らない。
- 3) 審判員は、試合者よりも数段偉い人がやるものだと勘違いしている。
※誠実な姿勢や態度が必要であり、選手に敬意を払うこと。
- 4) 審判員は自分の判断が一番正しいと思っており、他人から指摘されると反発的になり、他人の助言を素直に聞き入れたくない習性がある。
※周囲の審判員に自分の評価を確認する等、常に審判技術の向上に努めることが大切である。

12. その他

- 1) 主審は試合が始まる前に、試合場、用具、柔道衣、衛生、競技係員等すべてが適正な状態にあることを確認しなければならない。
- 2) 記録係、得点表示係、時計係、さらに他の競技係員は21歳以上で、国内審判員として最低3年の経験を有し、審判規定をよく理解している者が義務付けられており、審判員にとって強い味方として協力を得る。
※国内の各種大会では、係員等の基準は柔軟的に位置づけされているので慣例に従って運営される場合もある。
- 3) 柔道衣検査は、あらかじめ用意されている「柔道衣測定器」によって選手自身が測定して基準に合格してなければならない。指定された係員は試合前に「柔道衣測定器」によるチェックの有無の確認、サポーターを付けている場合は「硬い物質」や「金属」が混入していないかの確認、また女子の場合はTシャツの規格・マーク等についても言及して確認する。さらに柔道衣の中に異物が混入していないか等についても確認する。
これらの確認が行われた後、試合中に違法行為等によって改ざんが認められた場合は~~柔道勝~~
~~と~~「反則負け」が適用される。正確な確認が行われていない場合は試合中であっても除去して試合を続行成立させることが重要である。
- 4) 「審判委員制度」がスタートしたので、特別に「審判委員」が設置されない場合は、次回の審判員が交互に任務に着く等して試合のトラブルや誤審の解決に取り組む。

特殊な勝敗における、その後の試合への出場について

項目	国際柔道連盟試合審判規定
「不戦」による負け (不戦勝ち)	<p>その後の一連の試合に出場することができない。(規定第 28 条)</p> <p>※「不戦勝ち」は、試合者が出場しないときに、相手の試合者に与えられる。</p> <p>※「不戦勝ち」を与える前に、審判委員会に確認しなければならない。</p> <p>※主催者が用意したバスが遅れるなど、一定条件を満たしていると認められる場合は敗者復活戦への出場が許される。(SOR 第 23 条 4 項)</p>
「棄権」による負け (棄権勝ち)	<p>その後の一連の試合に出場することができる。(SOR 第 7 条)</p> <p>※「棄権勝ち」は、試合中にいかなる理由でも試合者が棄権したときに、相手の試合者に与えられる。</p> <p>※試合中の嘔吐は疾病扱いとなり、相手の「棄権勝ち」となる。</p> <p><u>※以前は、国内においてはその後の一連の試合に出場できないとしていたが、2006.6 より出場できることに変更。</u></p>
負傷勝ち 負傷負け	<p>IJF にはない名称である。</p> <p>※負傷の原因が、負傷した試合者の責任と認められるときは、負傷した試合者が負けとなる。→相手の「棄権勝ち」</p> <p>※負傷の原因が、負傷していない試合者の責任と認められるときは、負傷させた試合者が負けとなる→負傷させた試合者の反則行為によるものであれば、「反則負け」を適用する。</p> <p>※負傷の原因が、どちらの試合者の責任とも決めかねるときは、試合を続行できない試合者の負けとなる。 →相手の「棄権勝ち」</p>
失格	IJF にはない名称である。
反則負け	<p>累積：その後の一連の試合に出場することができる。(SOR 第 7 条)</p> <p>直接：その後の一連の試合に出場することができない。(規定第 27 条)</p> <p>但し、いわゆる「ダイビング」による場合は、その後の一連の試合に出場できる。(2005.9 適用)</p>
両者「反則負け」	<p>累積：ゴールドスコアにより勝者を決める。</p> <p>直接：両者とも出場できない。</p> <p>(規定第 19 条) (2003.4 適用)</p>
「反則負け」と 同時「総合勝ち」	<p>ゴールドスコアにより勝者を決める。(規定第 19 条)</p> <p>(2003.4 適用)</p>
同時「一本」 同時「総合勝ち」	<p>ゴールドスコアにより勝者を決める。(規定第 19 条)</p> <p>(2003.4 適用)</p>

「国際柔道連盟試合審判規定」の主な注意事項

(2010年4月1日より)

- 1) 個人試合においては、試合時間内に勝負が決しない場合は、延長戦（ゴールデンスコア方式）を行なって勝負を決する。延長戦の場合、最初の試合のスコアはそのまま継続される。延長戦でも「有効」以上の開きがない場合は最初の試合と延長戦の試合の内容を合わせて総合的に判断して旗判定によって勝負を決する。
※最初の試合で赤の試合者に「指導」が1つあって終了した場合、延長戦にも引き継がれ、延長戦で赤に「指導」が与えられた時点（2つ目となる）で「指導」「それまで」となって試合は終了する。
- 2) 反則は「指導」と「反則負け」の2種類となり、「反則負け」のみ合議が義務付け。
- 3) 「帯から下を直接手又は腕で攻撃・防御した場合は反則負け」の新しいジェスチャーは足を一步前に出して、足と同じ方の腕で足を掬うような動作をする。
- 4) 勝ちを宣告するときは、一步前に出て、無言で勝者に手を挙げる。
- 5) 「総合勝ち」「引き分け」は宣告・宣言をする。
- 6) 試合者が負傷した場合は、副審は座ったままで観察する。カウントはとらない。
- 7) 医師は1人だけしか畳に上がれない。
- 8) 医師は爪を切るのを手伝うことが出来る。選手を診察するうえで体に触ることは違法ではない。
- 9) 出血の場合、必ずテーピング等で止血する。同じ部位は3回目で相手が「棄権勝ち」となる。出血が収まらない場合は、いかなる場合でも相手が「棄権勝ち」となる。
- 10) 嘔吐があった場合は、相手に「棄権勝ち」が与えられる。
- 11) 「棄権勝ち」によって負けとなった選手は、その後の一連の試合に出場できる。
- 12) 足・膝・腕・肩等の負傷で医師が診察した場合は「棄権勝ち」が相手に与えられる。これらの負傷の場合は、短時間（3～4秒）様子を見て試合続行を促す。5～6秒以上になることもある。
- 13) 頭部や脊椎を負傷したと重症を予想される場合は、主審の判断で医師を呼び診察させる。回数に関係ないが、その場合、続行可能かどうか医師から報告を得る。
- 14) 場内外の判断は、どちらか一方の試合者が場内にあるときは続行し、両者が出たとき「待て」とする。
- 15) 立ち姿勢のとき、「そのまま」はない。寝技の場合のみ「そのまま」がある。
- 16) 両試合者が「指導」が重なって、双方が「反則負け」になった場合は、延長戦（ゴールデンスコア方式）で勝負を決める。
- 17) 両試合者が、同時に直接「反則負け」になった場合は、延長戦は行なわない。
- 18) 直接「反則負け」になった試合者は、その後の一連の試合に出場できない。ただし、ダイビングと帯から下を手で攻撃・防御による「反則負け」の場合は相手に危害を与えたわけではないのでその後の一連の試合には出場できる。
- 19) 抑え込みの時間は「一本：25秒」「技有：20秒」「有効：15秒」
- 20) コンタクトレンズを紛失した場合、短時間であれば探すことは出来る。
- 21) 歯の矯正のために固定された金属を付けることは認められるが、出し入れ可能なマウスピースは禁止。鼻に付けるテープは禁止。
- 22) スパッツを着ける場合は、膝より短いものに限る。女子のTシャツは半袖、襟なし、マークなし。
- 23) 投げ技の評価や反則の取り消しを行なう場合はジェスチャーのみで発声はしない。
- 24) 主審は試合開始の位置に戻らなくても、また試合者同士が開始線に戻らなくても双方が向き合って公平な場合であれば「始め」をかけても良い。

**片手または両手で、もしくは、片腕または両腕で帯より下へ
直接の攻撃・防御は禁止とし1回で「反則負け」となる**

(2010年4月1日より：全日本柔道連盟)

(反則となる場合)

- ① 双手刈・朽木倒・掬投・肩車等の技を掛ける場合、片手で襟を持っていても持っていないでも直接脚を取り攻撃すること。触れた程度は反則ではない。
 - ② 相手が攻撃に出ようとしている状態のとき、手や腕を直接相手の脚にあてがって防御すること。
 - ③ 「小内巻き込み」を掛ける場合、足と同時に手または腕で相手の脚を抱えること。
 - ④ 「大内刈」を掛ける場合、足と同時に手または腕で相手の脚を抱えること。
 - ⑤ 俗称「谷落とし」を掛ける場合、足と同時に手または腕で相手の脚を抱えること。
 - ⑥ 「一本背負投」を掛ける場合、背負うと同時に手または腕で相手の脚を抱えること。
 - ⑦ 相手が「内股」を掛けてきたのを待ち構えて体の接触なしに「掬投」にいくために相手の脚を抱えること。
- ※ 3名の審判員が100パーセント明確に判断した場合のみ「反則負け」とし、不安定で100パーセントでない場合は「反則負け」とはしない。

(反則とならない場合)

イ. 「返し技の場合」

- ① 相手の攻撃を一度体で受け止め、その後、脚を取って返し技を施すこと。
 - ② 相手の「内股」を一度体で受け、その後、脚を取って「掬投」や「大内刈」に返すこと。
 - ③ 相手の「支釣込足」を一度体で受け、その後、脚を取って「朽木倒」や「大内刈」に返すこと。
- ※ 返し技であっても脚を取るタイミングが同時か早いと判断された場合は反則となるので、意識して時差をつけることが大切。

ロ. 「連絡技の場合」最初の技で本気で(偽装的ではなく)投げようとしているかが大切。

- ① 一度「背負投」を掛けた後に時間差があつて「肩車」に入るため脚を取ること。
 - ② 一度「小内刈」を掛けた後に時間差があつて「朽木倒」に入るため脚を取ること。
- ※ 「背負投」と「肩車」、「小内刈」と「朽木倒」について、時間差がなく同時に脚を取ったと判断された場合は反則となるので、タイミングをずらすことが必要。
- ※ フェイント的な見せかけの技だけで脚を取ると反則となる。

ハ. 「例外として許される場合」

- ① 相手が、標準的でない組み方のうち、肩越しに逆側の背部を掴んだ場合は、脚を取るとは許される。
- ※ この状態のとき、相手はすぐに(1~2秒程度で)攻撃しない場合は相手に「指導」が与えられる。

全日本柔道選手権大会 審判会議資料

(2011年4月28日)

1) 「指導」の反則は原則的に片方に与える。

- ①どちらが組んで攻めようとしているのか、どちらが組み手をきらって見せかけの技を繰り返して逃げているのか見極める技量が必要。正しい柔道が勝利することを理解しなければならない。偽装攻撃の見極めが重要。
- ②指を組合す試合者にはごまかされることなく片方を選別して「指導」を与える。組み合う柔道をさせる。
- ③場外に一方的に下がって行く試合者には早めに「場外指導」を与える。そうすれば試合者は回りこんで場内で試合をするようになる。
- ④姿勢を低くして組み方を嫌う試合者には「指導」を与える。姿勢が起きて柔道をするようになる。双方「指導」の可能性もある。

2) 「帯から下部を手や腕によって直接攻撃・防御した試合者には反則負け」

- ①手や腕が動きの中で触れた程度は反則としない。
- ②Aの試合者が逆側の背部を肩越しに掴んだ場合はBの試合者はAの脚を取って掬い投げ等を行っても良い。
- ③主審・副審・審判委員は片方の試合者の手ばかりに注視して相手の組み手が交差して肩越しになっていることを見逃す習性があるので注意すること。
- ④この反則に慣れていないこともあり、疑義があった場合は合議のうえジュリーを介してビデオで検証して確認すること。ジュリーの意見を聴取する。
- ⑤ある試合者は、正しい組み手を嫌って首抜きをして（肩越しの状態を作って）脚を取りに行く場合があるので注意。その場合は首抜きをした試合者の方が脚を取れば「反則負け」となる。
- ⑥連絡技として脚を取る場合や、返し技から脚を取る場合は反則としない。たとえば袖釣り込みから片方の手で逆側の足を掴むことや小内刈から朽木倒しへの連絡技は同時にはなりにくいので反則にならないケース。
- ⑦反射的に脚を取る試合者もいるので注意する。
- ⑧神経質になり過ぎない。

3) 副審の役割

- ①「返し技」や「捨て身技」の場合は主審は技の評価を示すと同時に「赤」か「白」を指差すことが必要であるが、副審の意見が違えばその場に立って合議を求めて協議する。審判委員もサポートする。
- ②主審が「技有」を出したが、「一本」と認められる場合は副審は妥協せず「一本」のジェスチャーでサポートする。
- ③場内外の判断で場内であるにもかかわらず、副審が誤って「場外」とする場合があるので技が途切れるまで見定めて「場内外」の判断をする。

以上

【近代柔道セミナー】

IJF 新ルールを 知る!

09年よりテストされ、今年の1月より国際柔道連盟 (IJF) は新ルールを導入した。その中でも最も注目を集めるのはいわゆる「脚取り」の反則についてだろう。これまで認められていた技が反則となる場合があり、1回の反則で「反則負け」となる。4月になれば、中学校や高校の大会でもこの新ルールが適用されていくものと見られる。ここでは具体例を上げながら川口孝夫 IJF 審判委員に新ルールについて解説してもらい、いざ、新ルールになったときに混乱しないように、しっかりと理解してもらいたい。
写真/橋本結城



写真/橋本結城
写真/川口孝夫 IJF 審判委員 (元柔道部顧問、71年全日本選手権優勝、72年ミュンヘン五輪優勝)
写真/高橋進 6段 (大東文化大スポーツ健康科学部教授)
写真/平野弘幸 6段 (原道館総務部)

×新ルールの禁止事項

脚を取ることや 防御すること

片手または両手で、もしくは、片腕または両腕で、帯より下への直接攻撃または防御はすべて禁止。

これは反則! X



朽木倒し



すくい投げ



肩車



両手刈り

これまで認められていた直接の「脚取り」は、これからは反則となり、1回目の違反で「反則負け」となってしまいます。上記の他、踵返しなども反則の対象になる。

○反則にならない場合(認められる場合)

返し技で脚を取ることに

相手が掛けてきた技を一度、受けて返した場合、これらの返し技は反則にならない。お互いの体の接触なしに待ち構えて脚を取り、返し技をすることは禁止。

これはOK!



内股を返す

相手の技を一度、受けてから脚を取りに行っているため、反則にはならない

これはOK!



支え釣り込み足の脚を持って大内刈りで返す

相手の足が接触してから脚を取りに行っているため、反則にはならない

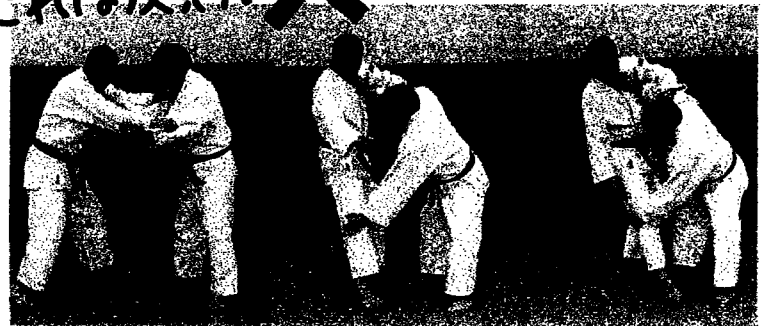
これは反則!



内股をすくい投げで返す

相手の技を受ける前に脚を取りに行っているため、反則になる

これは反則!



支え釣り込み足の脚を取って大内刈りで返す

相手の足が接触する前に脚を取りに行っているため、反則になる

相手の技を受けてから脚を取れば反則にはならない。しかし、相手が技に入ろうとしているときに先に手が出してしまったときは、相手は実際には技に入っていないので反則になってしまう。

反則になるかならないかは、脚を取ったのが“技を受けてから”なのか、“技を受ける前”なのかというところ。コンタクトがあったかないか。相手が掛けてきた技を待ち構えて、同時に脚を取って返し技をすることは反則となるという見解だ。

軽量級の選手やスピードのある選手は相手の技

を受ける前に手が出てしまうことがあるが、これは反則になってしまうので注意が必要だ。

この反則をとられるのは両手で組んでいない選手によく見られる傾向で、両手で組んでいけば相手の技を腰でしっかりと受けて(切って)から返すことになりやすい。つまり両手で組むことを狙ったルール改正であろう。

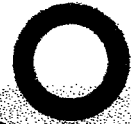
審判には最初の技と返し技に時差があるか判断しなければならない。時差というのは微妙なところだが、しっかりと判断が求められる。

○反則にならない場合 (認められる場合)

連絡技として脚を取ること

本當の技の施技後、明らかな時間差があり脚を取ること
(本當の技とは投げる意思があり、しっかり掛けた技で、偽装攻撃の正反対)。
同時もしくはほとんど同時に脚を取るとは禁止とする。

これはOK!



大内刈りから朽木倒し

大内刈りにしっかり入っており、朽木倒しに連絡している

これはOK!

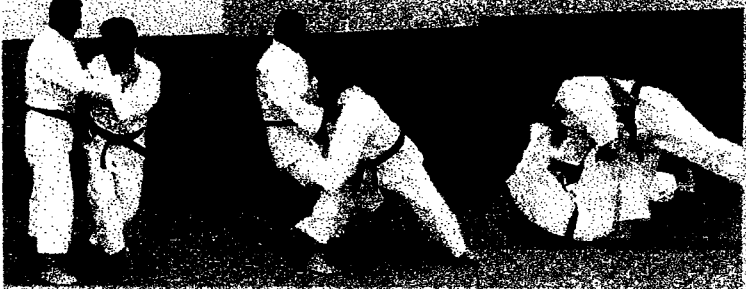


背負い投げから肩車

背負い投げにしっかり入っており、相手が崩れてから肩車に連絡している

注意!

これは反則!



大内刈りから朽木倒し

大内刈りがかかっている

これは反則!



背負い投げから肩車

背負い投げが見せかけであり、脚を取ることが目的とされていると判断される

連絡技というのは「最初の技に投げる意思があるか」がポイントになる。最初の技が相手を投げようとしているのか、それともフェイントなのかを審判は見極める必要がある。最初に入った技をフェイントにして連絡技で脚をつかんだ場合は反則となる。一つ目の技からハッキリと投げようと

いう意思が感じられれば反則にはならない。

難しいのが、大内刈りから連絡して脚を取ろうとしたが、大内刈りを空振りしてしまい、脚を取った場合。これは現時点のルールを解釈すれば、反則となってしまうので注意が必要だ。

この場合はどうなる?

IJF 新ルールを
知ろう!

これは反則! X

これはOK! O



発展!

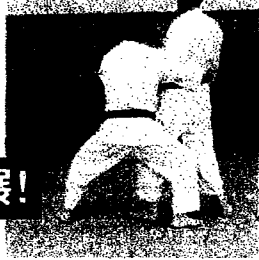
最近の国際大会では、小内巻き込みでは脚を取らずに、一本背負いのように胸をつかんで巻き込む場面が見られる。これは反則ではない

小内巻き込み

手と脚が同時に出た場合は反則になる

これは反則! X

これはOK! O



発展!

谷落とし

手が早い、もしくは手が同時と見られると反則になってしまう

脚ではなく腰を取るように引き込む。これも反則ではない

これはOK! O



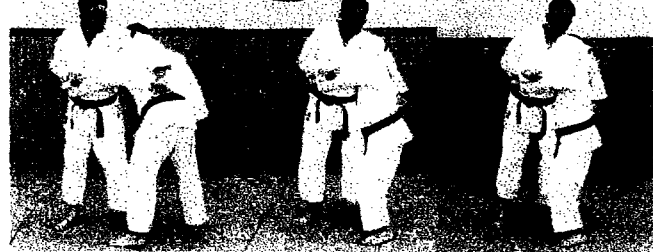
袖釣り込み腰

最初に袖釣り込み腰で、手で最後に押し込むのは、技に入ってから脚を押し込んでいるので反則にはならない

○例外

相手が標準的ではない組み方をした場合に脚を取ることは許される

これはOK! O



これは反則! X



標準的な組み方というのは体をまっすぐにして、正対した相手の中心から右側を右手、左側を左手でつかみ組むこと。それ以外の標準的ではない組み方の中でも、“写真のような組み方を相手がした時に限っては”、相手の脚を取る事が許される。逆にこの組み手をした選手はすぐに技が出なければ「指導」が与えられる。

標準的な組み方ではなければ相手の脚を取れるからといって、それを逆手に取り、標準的な組み方から相手の腕の下をくぐり、標準的ではない組み方にして脚を取ることは反則となる。

国内の柔道試合における医療処置の注意点

(2009年4月1日現在)

国際大会では大会運営側が用意する公式医師と各国選手団が独自に用意（事前に申請して認可される）する帯同医師とがありどちらでも利用できる。

日本代表チームが国際大会に参加する場合はほとんど日本から医師を帯同しているが、国内で開催される日本人だけの大会は国際ルール・国内ルールとも大会運営側が用意する公式医師が医療処置に当たるのが慣例である。

「国際ルール」（国際柔道連盟試合審判規定）

- ①医師は特別な場合を除いて主審から呼ばれない限り畳上に勝手に上がることは許されない。特別な場合とは、自分に責任のある選手が危険な状態になった場合（たとえば絞め技により落ちた状態）試合に介入（止める）することを求めることができる。そのときは、自動的にその選手は負けを意味する。
※国内では一般的に帯同医師制度がないので値しない。
- ②選手が普通（肩・腰・膝等）の負傷をした程度では、医師は診察や治療はできない。主審から呼ばれて診察や治療をするような場合、自動的に相手の選手が「棄権勝ち」となる。
- ③軽微な医療処置として選手が爪を負傷した場合、主審の指示により医師は爪を切ることを手伝うことができる。また、出血が伴う場合のみ粘着テープで出血を覆うことができる。
- ④出血が伴う負傷の場合、安全面の見地からどの様な場合でも必ず粘着テープ、包帯、鼻用の止血栓等で完全に出血を覆わなければならない。血液凝固剤や止血剤の使用が認められる。
- ⑤出血の場合、同じ部位の手当ては2回まで。3回目に出血があった時点で相手が「棄権勝ち」となるので1回目から確実に止血処置することが重要。
- ⑥出血の場合の手当ての回数は表示されないので記憶しておくことが必要。
- ⑦出血が止まらない場合は、いかなる場合でも相手が「棄権勝ち」となる。
- ⑧医師は急所の負傷があった場合、主審の指示により（尻を打つ等して）調整するのを手伝うことができる。※事例はほとんどない。
- ⑨試合者1名に対し、1人の医師のみ試合場に上がることができる。但し、補助が必要な場合は主審の許可を得て認められる場合もある。
- ⑩選手に頭部や脊椎に重大な負傷が起こったと思われた場合、主審の指示により診察できる。また、診察の結果続行できるか否かを主審に報告しなければならない。続行不可能と報告した場合、相手の選手が「棄権勝ち」となる。
重大な負傷の場合は回数に関係なく主審の判断で診察することができる。
※医師による医療処置の間、主審のみ立会い、副審は椅子に坐って見守る。

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」

財団法人 全日本柔道連盟

少年（中学生・小学生）の柔道試合は、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第27条（禁止事項と罰則）

指導（軽微な違反）

1. 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬時的（1，2秒程度）に握るのは認められる。
（注）中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
（注）中学生の場合は、絞技を用いることは認められるが、三角絞は認めない。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生の試合において、裏投を施すこと。

第27条（附則）

1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係
 - ①「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじ）の範囲にある襟の部分を用いる。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも反則とする。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなす。
「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等をかける場合は、[瞬時的（1，2秒程度）]の規定にかかわらず、特例として認める。
2. [両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。] 関係
 - ③両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. [関節技及び絞技を用いること。] 関係
 - ④寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「待て」と宣告して立たせる。
 - ⑤寝技のとき、意志はなかったが関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。
（注）小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが絞技、関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。
4. [無理な巻き込み技を施すこと。] 関係
 - ⑥「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技を用いる。
5. [相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。] 関係
 - ⑦「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみを用いる。

第26条（抑え込み）附則に次を加える

~~抑えられている試合者が、逃げようとしたときに、~~頸の関節及び脊椎等の故障につながると審判員が判断したときは「待て」の宣告をする。

2、置き換えるもの

第20条（一本）附則

絞技と関節技による「技の効果が十分現れた場合」を適用し、審判員の見込みによる「一本」の判定を下すことができる。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」の
「ケンケン内股」の解釈について

平成22年11月1日

財団法人 全日本柔道連盟
審判委員会

1、加えるもの

第27条（禁止事項と罰則）

指導（軽微な違反）

1. 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。

ただし、技を施すため、瞬時的（1，2秒程度）に握るのは認められる。

（注）中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。

第27条（附則）

1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係

①「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじ）の範囲にある襟の部分
をいう。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも反則とす
る。

②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなす。

「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等をかける場合は、[瞬時的（1，2秒程度）]の
規定にかかわらず、特例として認める。

「通称ケンケン内股をかける場合」の解釈

内股に限らずケンケンで入る技（たとえば大内刈・小内刈・大外刈等）が対象となる。

従来はケンケン内股のみ認められ、連絡技（たとえば大内刈）に変化した時点で「待て」となっていたが、
連絡技による変化も技が途切れるまで認めることとする。

（例）内股→大内刈、大内刈→内股、大内刈→小内刈

平成 23 年 4 月 25 日

国際柔道連盟試合審判規定の解釈について(2011/4/25)

全日本柔道連盟
審判委員会

昨年から IJF 主催の大会にて、帯から下部を攻撃・防御した場合「反則負け」になり、一部の国では帯より上部であれば良いと判断して「ベアーハグ（熊が人を襲うときにのように両手で抱え込む方法）」のような攻撃をするようになったが、これは柔道の技ではないとする。

したがって、一回目は「待て」二回目は「指導」三回目は「指導」というふうに反則を与える。しかし、片手が組み合っている状態から奇襲的に覆いかぶさる等の方法は反則ではない。

この反則と似ているものは、「相手の組み手を嫌がって首抜きをする選手には一回目は反則としないが、二回目は「指導」を与える」がある。

※この取り組みについては規定の改正ではない。